

平成 26 年 11 月

## 「排水基準を定める省令」の一部改正のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令(環境省令第三十号 平成 26 年 11 月 4 日)」が公布され、その中で排水基準を定める省令の一部についても改正されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

敬白

記

■変更日（施行日） 平成 26 年 12 月 1 日採水分より

### ■変更内容

#### 排水基準の改正

「カドミウム及びその化合物」の排水基準が変更となりました。

検査項目	変更箇所	新	旧	検査案内掲載頁 「計量編」
102101 カドミウム及びその化合物	排水基準	0.03 mg/L <sup>注)</sup>	0.1 mg/L	p3<排-1>

注)「カドミウム及びその化合物」の弊社定量下限値は 0.003mg/L となります。

以上